

# 保育者養成校における「声楽」授業を通しての自然な発声を育むための実践的研究Ⅰ－保幼小連携を見据えて－

## I The Practical Study to Foster the Natural Voices Through Teaching [Vocal] On Training School-On the Cooperation between Preschool and Elementary School-

伊原木 幸馬

Ibaragi Yukima

### 要 約

幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園及び小学校音楽科授業等では、盛んに歌唱活動が行われている。しかし、時に怒鳴ったり叫んだりして歌唱してしまう幼児、児童が見られる。このような歌唱活動の現状を鑑みて、子どもは保育者や教員の声を聴いて歌唱するという考えの基、本稿では、保育者養成校における、「声楽」の授業を通しての自然な発声を育むための方法を探るものと位置づけた。

自然な発声とは、力みがなく声帯に負担がかからない自然な声の出し方であるということを参考文献より導き出した。その定義を念頭に置き、本学の「声楽」授業において、『コンコーネ 50 番』を歌唱教材として使用した。学生が力みのない自然な声の出し方を体得できるようにすることをねらいとして授業実践を行い、『コンコーネ 50 番』に関するアンケート調査より分析と検討を実施した。

### 1. 研究の目的と問題意識

歌唱活動が盛んに行われている保育、教育現場において、少なからず怒鳴ったり叫んだりして歌う幼児、児童がしばしば見受けられる。このような幼児、児童を作り出してしまう原因の1つは、保育者や教員の声の出し方なのではなかろうか。もし、保育者や教員が自然な発声で歌うことができれば、幼児、児童も無理に声を出して歌うことは緩和されるのではないかと、また保育者や教員は、そのように歌っている子どもに発声指導をすることができるのではないかと考えた。

そこで、本研究の目的は、幼児、児童の自然な発声を促すために、保育者養成校での「声楽」授業を通して、自然に発声することの方法を探ることにある。

実際の保育園や幼稚園、幼保連携型認定こども園では、日本の四季に関連した歌唱曲や日本の文化に纏わる歌唱曲、また手遊び歌やわらべうたなど、幼児を取り巻く様々な環境

に沿った歌唱曲の選定がなされ、歌唱活動が盛んに行われている。

小学校における音楽科、特に歌唱分野においても然りである。小学校学習指導要領には、各学年で歌われるべき教材が挙げられている。それら歌唱教材を用いて、音楽の授業時間に行われる活動を通して(本研究では言及することはないが、器楽、創作分野等総合的に音楽活動が行われ)、小学校卒業時には、音楽科の目標を児童が達成できるように教員は努めなければならない。

本研究において、幼児期から児童期にかけて盛んに歌唱活動が行われている保育、教育現場の現状を鑑み、指導者は、保育者や音楽科教員を目指す学生のための、自然な発声を育む方法を研究する必要があるのではないかと問題意識を基に研究を進めた。

## 2. 自然な発声について

### 2-1. 自然な発声の定義

自然な発声の定義を調べると、ウェブサイトや教育要領及び文献に解説がある。まず、『サイタ声楽』という声楽のウェブサイトには次のようにある。

「自然な声というのは要するに、作られておらず、力みもなく、ニュートラルな状態で出てくる最も省エネルギーな声のこと。」  
(サイタ声楽 <https://cyta.jp/singing/p.tokyo/>)

次に、“自然で無理のない歌い方”という観点から、『小学校学習指導要領 音楽編』には次のようにある。

「自然で無理のない歌い方で歌う」とは、児童一人一人の声の持ち味を生かしつつも音楽的には曲想にふさわしい自然な歌い方をし、身体的には成長の過程にある児童の声帯に無理のかからない歌い方をするということである。」(文部科学省 小学校学習指導要領音楽編 2010)

さらに、『聴き合う耳と響き合う声を育てる合唱指導』には、自然な声について、次のようにある。

「地声は子どもの自然な声である。」(寺尾正 聴き合う耳と響き合う声を育てる 2017)

以上 3 点の定義から、自然な発声(もしくは声)とは、力みがなく声帯に負担がかからない自然な声の出し方であるということがわかる。本研究においてこの定義を基に、次節では、保育、教育現場における自然な発声について幼稚園教育要領、保育所保育指針及び幼保連携型認定子ども園、小学校学習指導要領等を参考に、自然な発声が具体的にどのように扱われているかを探りたいと考える。

### 2-2. 保幼小における教育要領・指針から見る自然な発声

前節ではウェブサイトや論文、文献を通して自然な発声についての定義を述べた。本節では、保幼小における自然な発声の連続性や、教育要領や指針等を通して、その重要性を導き出したいと考える。

まず、『平成 29 年 3 月告示幼稚園教育要領』及び『平成 29 年 3 月告示幼保連携型認定子ども園教育・保育要領』には、次のように記されている。

#### 表現 2 内容

(6) 音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりなどする楽しさを味わう。

また、『平成 29 年 3 月告示保育所保育指針』には、次のように記されている。

#### オ表現(イ)内容

②保育士等と歌ったり、手遊びをしたり、リズムに合わせて体を動かしたりして遊ぶ。

⑧音楽に親しみ、歌を歌ったり、簡単なリズム楽器を使ったりする楽しさを味わう。

さらに、『平成 29 年 3 月告示小学校学習指導要領 第 6 節 音楽』には、次のように記されている。

#### [第 1 学年及び第 2 学年]2 内容 A 表現ウ

自分の歌声及び発音に気を付けて歌うこと。

#### [第 3 学年及び第 4 学年]2 内容 A 表現ウ

呼吸及び発音の仕方に気を付けて、自然で無理のない歌い方で歌うこと。

#### [第 5 学年及び第 6 学年]2 内容 A 表現ウ

呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うこと。

上記 3 点を比較すると、幼稚園及び保育所、認定子ども園では、歌を歌うことや楽器に触れ、リズム遊びなどを通して音楽の楽しさを味わうことが内容として挙げられている。「音楽に親しんだり、歌う楽しさを味わう」ということと同時に、『保育所保育指針』に記載されている、「保育士等と歌ったりして遊ぶ」という 2 点においては特に大切であると考えられる。幼児は遊びの中で、保育士等の声を聴きながら真似をしてみたい、とか歌ってみたい、と考えて歌唱活動を行うため、いかに保育者の歌声が大切であるかが理解できる。

また、小学校では低学年から高学年にかけて内容が系統

的に構築されていることがわかる。佐々木(2010)<sup>1</sup>は、小学校においての歌唱活動は、児童が幼児期から親しんでいるものであり、それまでに育まれてきた「音楽を愛好する心情」を育て、その過程で「音楽に対する感性」を伸ばし、「音楽活動の基礎的な能力」を身につけるといふ、音楽科の目標である「豊かな情操を養う」ための3つの要素を達成していく活動として、重要視しなければならないと主張している。さらに、歌唱活動は、幼少期から自然に生活の中に存在してきたため、歌唱に対する感情は、他の音楽活動に比べ、より親しみの深いものであると述べている。

上述した井口や佐々木の意見に加えて、『平成29年3月告示小学校学習指導要領第6節音楽』を見ると、目標とする文言が大幅に増加し、これまでの目標と比較すると、より具体化された内容になっていると考えられる。

以下、『平成29年告示小学校学習指導要領第6節音楽』目標の内容である。

#### 第1 目標

表現及び鑑賞の活動を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の音や音楽と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。

- (1) 曲想と音楽の構造などとの関わりについて理解するとともに、表したい音楽表現をするために必要な技能を身に付けるようにする。
- (2) 音楽表現を工夫することや、音楽を味わって聴くことができるようにする。
- (3) 音楽活動の楽しさを体験することを通して、音楽を愛好する心情と音楽に対する感性を育むとともに、音楽に親しむ態度を養い、豊かな情操を培う。

上記の目標の内容より、「理解すること」、「身に付けるようにすること」、また、「工夫すること」や「聴くことができるようにすること」のほか、「音楽を愛好する心情を育むこと」、「音楽に対する感性を育むこと」、「音楽に親しむ態度を養うこと」など、児童が主体性をもって行うべき事項が大幅に増加していることを

内容から理解できる。加えて、最も大切であると考えられることは、「豊かな情操を培う」という文言に変更された点である。これまでの目標であった、「豊かな情操を養う」という文言から「豊かな情操を培う」という文言に変更された理由を考えたい。

そもそも、「養う」とは、「①努力して鍛える、②だんだんと作り上げる」という意味がある。一方で、「培う」とは、「①草木を育てる、②養い育てる」といった意味がある(三省堂 1997:現代国語辞典)。これらの辞書的な定義より、「養う」ことよりも「培う」ことの方が質的にも量的にも主体においての学びの増幅を期待されているのではないかと考える。

これを通して、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園などの幼児を対象とする指導及び小学校での児童を対象とする指導は、連続性をもった指導を通して、養い育てる必要があるのではないかと考える。そのためには、『小学校学習指導要領第6節』に記載されている「〔第5学年及び第6学年〕2内容A 表現ウ 呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うこと」を目標に、その素地を幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園等で築くことが必要であるのではないかと提案したい。熊谷(1987)<sup>2</sup>は、次の4点を主張する。1 点目に、幼児にとって腹式呼吸は自然な呼吸法であるということ。2 点目に、保育者が腹式呼吸で響き豊かに範唱すれば、子どもたちも怒鳴って歌うことはないということ。3 点目に、学生が正しい発声法を身に付けることができれば、怒鳴るようにして歌う子どもたちに、適切な発声を促すことができるということ。4 点目に、保育者自身が音楽的で心地よく歌うことができれば子どもたちの歌声も変化するということ。

以上4点から、保育者や教員の声を聴いて歌唱する子どもたち<sup>3</sup>にとって、熊谷が主張している通り、保育者や教員になる学生が自然に発声できるようになることは、重要事項であると考えられる。また、4点目の、保育者が「音楽的」に歌唱できるようになるためには、呼吸法や発声法に加えて、正しい音程やリズムで歌うことなどの楽譜上の音楽に対する理解が必要であると考えられる。

次章では、学生が自然な発声を身に付け育てるための研究の方法を提案する。

<sup>1</sup> 佐々木直樹「教員養成課程における発声指導の考察(1)」島根大学「教育臨床総合研究9 2010 研究」2010,p180

<sup>2</sup> 熊谷周子「保育者養成に於ける声楽発声指導に関する一考察」『日本保育学会大会研究論文集』1987,pp.690-691

<sup>3</sup> 登啓子「乳幼児期における歌唱活動についての一考察-オルフの理念を取り入れた歌唱活動の事例による検討」2011,pp.43-51



### 3. 研究の方法・分析

#### 3-1. 研究の方法:「声楽」授業において『コンコーネ 50 番』No.1～6 を歌唱教材として使用することについて

筆者が担当している「声楽Ⅰ」の授業では、保育士資格を取得するための選択必修科目であるため、1 学年全員が受講している。歌唱教材は、本学がカトリックミッションスクールであるため聖歌を使用しているのと、自然な発声を育むために、主に『コンコーネ 50 番』を前期では No.1～6 までを教材としている。『コンコーネ 50 番』を主たる歌唱教材に設定する理由は以下の 4 点である。

1. 読譜の際に、拍子や調号、音楽用語及び発想記号、速度記号などの学習ができる点
2. 歌詞がないことにより、階名唱法<sup>4</sup>を通して正しい音程を学ぶ練習ができる点
3. 歌詞がないことにより、母音唱法<sup>5</sup>を通して滑らかに歌う練習ができる点
4. ロ音(B)から 2 点ホ音(E)までの音で構成されている点<sup>6</sup>

以上の 4 点は、保育者養成校で声楽を初めて学習する者にとっては勿論のこと、幼児・児童の歌唱教材を学習する者においても重要な事項であると考えられる。

また、『コンコーネ 50 番』の編著者である原田茂生は以下のように著している。

「作曲者の意図は、この曲集を練習する者に、自然な流れをもった平易な旋律を大らかに歌わせ、声区間の円滑な移行と真のレガート唱法に習熟させ、さらにその間知らず知らずのうちに、楽曲の様式感、フレーズのバランス感を得させようというものである。・・(中略)・フレーズを、ごく自然に歌うための基礎的なエチュードの性格が強い。その意味では、『コンコーネ 50 番』は非常によく考えられた練習曲である。」

(原田茂生 コンコーネ 50 番 2008)

上述しているように、『コンコーネ 50 番』は、学習者に歌唱音をレガート<sup>7</sup>に歌うことを学ばせ、自然な発声を育むための教

材としては勿論のこと、前述した、拍子や調号、速度記号など、歌唱するにあたり読譜する際の基本的な内容を総合的に学ぶことができる教材と言える。

#### 3-2. 分析

実際に、「声楽Ⅰ」を受講した 1 年生 103 名に、『コンコーネ 50 番』(No. 1-6)を通して、得られた学習内容について、アンケート調査を実施した。アンケートを実施した日時や人数、内容及び結果は以下の通りである。

##### 【声楽Ⅰ『コンコーネ 50 番』についての記述式アンケート】

- ・日時： 2017 年 6 月 20 日(水)6 限(1 年A組)  
2017 年 6 月 21 日(木)8 限(1 年B組)
- ・人数： A組 50 名、B組 49 名 合計 99 名
- ・内容： 『コンコーネ 50 番 No.1-6』から得られた学習内容を記述してください。(複数回答可として実施した。)

「図 1 アンケート結果」

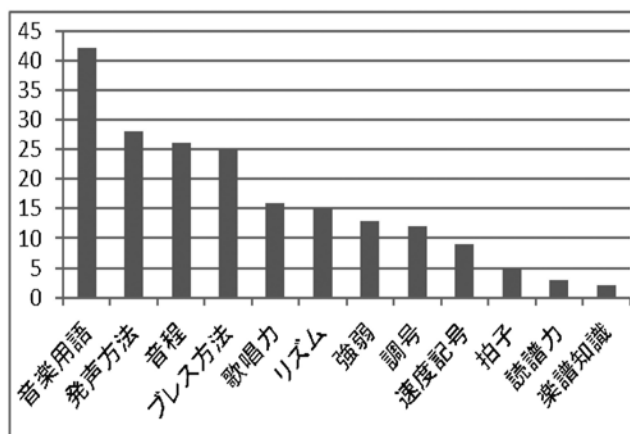


図 1 を見ると、『コンコーネ 50 番』から得られた学習内容として上位に挙げられた意見は、「音楽用語を知ることができた」42 人、「発声方法を学ぶことができた」28 人、「音程を学ぶことができた」26 人、「ブレスの仕方や歌う際の息の流し方を学ぶことができた」25 人であった。最も記述が多かった「音楽用語」については、作曲家の作品に対する意図を理解するために、頻繁に授業内で音楽用語の重要性について言及していた。

(A)から 2 点ハ(C)という研究結果が出ている。そのため、幼児・児童の歌唱教材も大抵ロ音(B)から 2 点ホ音(E)までの音域で構成されている曲が多い。

<sup>7</sup> レガート(legato)とは、滑らかに演奏すること。

<sup>4</sup> 階名唱法とは、階名(ドレミファソラシ)に従って歌う方法。

<sup>5</sup> 母音唱法とは、母音(あいうえお)に従って歌う方法。

<sup>6</sup> 幼児の声域(切替一郎、沢島政行 1968)は、3 歳でイ(A)から 1 点イ(A)、4 歳でカタカナ変ロ(Bb)から 2 点ハ(C)、5 歳でイ

そのため、学生にとって『コンコーネ 50 番』から学習した事柄の中で、「音楽用語」が最も印象深かったのではと推測できる。

次いで多数の意見があった「発声方法」や「音程」、「ブレス」の方法などは、『コンコーネ 50 番』を歌唱する際にそれらの事項を何度も学生に促していたため、重要だと理解し実践していた結果であると考えられる。

また、中位に挙げた意見として「歌唱力が向上した」16 人、「リズムを学べた」15 人、「強弱を学べた」13 人、「調号を学べた」12 人であった。まず、「歌唱力が向上した」という結果から、上位で多数意見が挙げた「発声方法」や「音程」、「ブレス」などを実践した結果、それらが相互に関連し合い、自らが歌いやすくなり「歌唱力が向上した」と実感できたのではと推察できる。

次に、「リズム」や「強弱」、「調号」では、学生のこれまでの音楽経験の差が結果として表れたと考えられる。音楽経験が浅い者はリズムや強弱、調号等を『コンコーネ 50 番』を通して理解できたであろうし、音楽経験がある者にとってはそれらが既習事項であったに過ぎないため記述しなかったのではないかと推測できる。

最後に、下位に挙げた意見として「速度記号を学べた」9 人、「拍子を学べた」5 人、「読譜力が向上した」3 人、「楽譜についての知識を学べた」2 人であった。

以上のアンケート調査より、更に分析した結果、記述内容と先述した『コンコーネ 50 番』の作曲者の意図が、完全に一致することが判明した。以下に作曲者の意図を4つのカテゴリーに分類する。

作曲者の意図：“(1)自然な流れをもった平易な旋律を大らかに歌わせくそのためには、発声方法や音程、ブレ、(2)声区間の円滑な移行と真のレガート唱法に習熟させ、さらにその間知らず知らずのうちに、(3)楽曲の様式感、フレーズのバランス感を得させようというものであり、フレーズを、(4)ごく自然に歌うための基礎的なエチュード”

まず、(1)の自然な流れをもった平易な旋律を大らかに歌わせるためには、発声方法は勿論のこと、正しい音程やブレスの仕方息の流し方などを体得しなければならないと考える。

次に、(2)の声区間の円滑な移行と真のレガート唱法に円熟させるためにも、正しい音程やブレスの仕方、息の流し方

を体得する必要があると考える。

また、(3)の楽曲の様式感、フレーズのバランス感を得させるためには、楽曲に指示された音楽用語や調号、また、速度や拍子などを理解し、さらに楽譜上に示されたリズム、音程、強弱を理解した上で演奏する必要があると考える。

最後に、(4)のフレーズをごく自然に歌うためには、自然な発声が可能となる技能を要すると考える。

このようにして、(1)～(4)までをカテゴライズしたが、決して別個のものではなく、(1)～(3)を行き来し相互に繋がりが合うプロセスを通して、(4)の自然な発声を可能にするものと考えられる。

以下、『コンコーネ 50 番』の作曲者の意図に番号を付記し、それぞれに該当する『コンコーネ 50 番』から得られた学習内容のアンケート記述内容をく>内に記入し図として提示する。

「図 2 『コンコーネ 50 番』作曲者の意図と学生アンケート結果の一致」

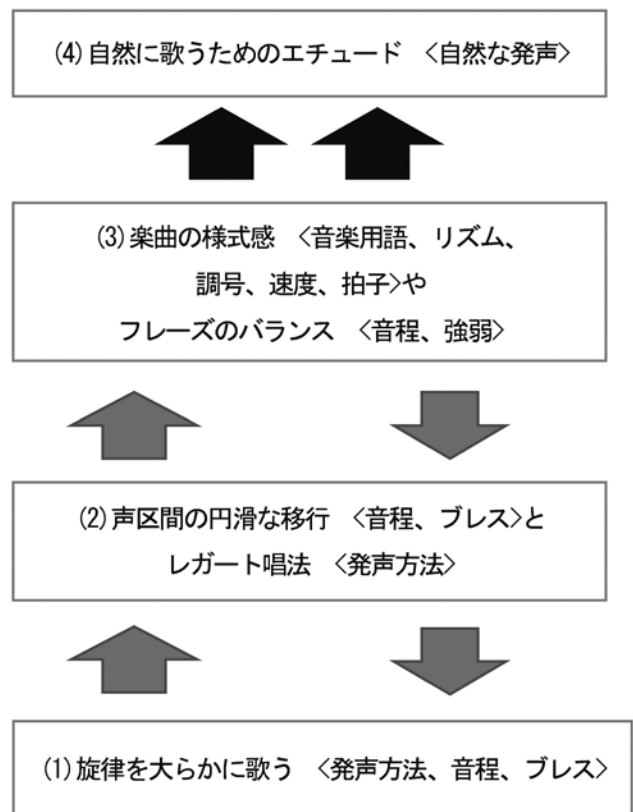


図 2 からわかるように、「コンコーネ 50 番」の目標を細分化すると、学習者(学生)がその目標に対しての具体的な学びを達成したと置き換えることができる。また、(1)～(3)は重複する事項があるように相互に関連し合っているのが理解できる。よって、(1)～(3)は、自然な発声を身に付けられるプロセス

であるということがわかる。

結果として、『コンコーネ 50 番』を用いた本授業では、総合的に音楽の基礎能力を向上することができる教材であると同時に、自然な発声を育むことができる教材であることが判明した。

#### 4. まとめ

本論文の問題意識は、幼児期から児童期にかけて盛んに歌唱活動が行われている現場で、幼児や児童が、時に怒鳴ったり叫んだりして歌唱してしまう現状を鑑み、子どもは保育者の声を聴いて歌唱するという考えの基、保育者や教員を目指す学生のための、自然な発声を育む方法を考えたい、という点にあった。

そこで本研究の目的を、幼児、児童の自然な発声を促すために、保育者養成校での「声楽」授業を通して、指導者はどのような教材、方法で学生に指導すればよいのかを明らかにする点に置いた。

本論文では以下の流れで研究を進めた。

まず 2-1.では“自然な発声(声)”についてウェブサイト『サイタ声楽』や『小学校学習指導要領』、文献等を参考に、定義づけを行った。

2-2.では保幼小における自然な発声の連続性や、教育要領及び指針等を通して、その重要性を導き出した。

何れも平成 29 年 3 月告示の『幼稚園教育要領』及び『保育所保育指針』、『幼保連携型認定こども園保育・教育要領』では、「音楽に親しんだり、歌う楽しさを味わう」ということと、「保育士等と歌ったりして遊ぶ」という 2 点において、幼児は遊びの中で、保育士等の声を聴きながら歌唱活動を行うため、保育者の歌声がいかに大切であるかということを示唆していると考えた。

平成 29 年 3 月告示の『小学校学習指導要領第 6 節音楽編』では「[第 5 学年及び第 6 学年]においての「呼吸及び発音の仕方を工夫して、自然で無理のない、響きのある歌い方で歌うこと」が目標として設定されていることを踏まえ、『小学校学習指導要領第 6 節音楽編』の目標でも記載されているように、「豊かな情操を培う」という考え方の基、幼稚園や保育所、幼保連携型認定こども園等ではその素地を築くことが必要であるのではないかと考えた。

以上を念頭に置いて、保育者や教員を目指す学生にとって『コンコーネ 50 番』を学習することは教育的な意義があるも

のと考えるに至った。

3-1.では『コンコーネ 50 番』を「声楽」授業の歌唱教材として用いる意義について述べ、3-2.では『コンコーネ 50 番』から得られた学習内容についてアンケート調査を実施し、その得られた内容から分析や検討を実施した。結果として、「声楽」授業で用いた『コンコーネ 50 番』は、音楽の基礎技能を向上することができる教材であると同時に自然な発声を育むことができる教材であることが明らかとなった。

以上を総合して、改めて筆者の考える、自然な発声を育むための方法について述べる。

幼児、児童にとって保育者、教員の模範歌唱はとても大切である。なぜなら、幼児、児童は模範となる声を聴いて、真似たり歌ったりするからである。保育者や教員となる学生が力まず、声帯に負担がかからない自然な声の出し方で歌唱することができれば、怒鳴って叫ぶ子どもがいた時にも指導することができるだろう。また、どのように無理なく自然に声を出すべきか保育者や教員は幼児、児童に対して、その方法を提案することも可能となるだろう。自然な発声を育むためには、『コンコーネ 50 番』の学習は必須であると強く主張したい。

本研究で明らかにした「保育者養成校における「声楽」授業を通しての自然な発声を育むための実践的研究Ⅰ－保幼小連携を見据えて－」は本学の「声楽」授業における教材の有用性やアンケートなどの実践結果を軸に述べてきたものである。さらに後期の「声楽」授業では『コンコーネ 50 番』の No.7-15 までを学習する予定である。その際に、本稿で述べた指導の可能性を意識し、その有効性を証明していくことが必要であると考ええる。

#### 5. 参考文献・資料

サイタ声楽

<https://cyta.jp/singing/p.tokyo/>

寺尾正

2017『聴き合う耳と響き合う声を育てる合唱指導』音楽之友社  
原田茂生編著

2012『コンコーネ 50 番』教育芸術社

文部科学省

平成 29 年 3 月告示『幼稚園教育要領』教育情報出版(保育出版社)

厚生労働省



伊原木：保育者養成校における「声楽授業を通しての自然な発声を育むための実践的研究Ⅰ－保幼小連携を見据えて

平成 29 年 3 月告示『保育所保育指針』教育情報出版(保育  
出版社)

内閣府・文部科学省・厚生労働省

平成 29 年 3 月告示『幼保連携型認定こども園教育・保育要  
領』教育情報出版(保育出版社)

文部科学省

平成 29 年 3 月告示『小学校学習指導要領 第 6 節音楽』

佐々木直樹

「教員養成課程における発声指導の考察(1)」島根大学『教  
育臨床総合研究 9 2010 研究』2010,p180

熊谷周子

1987「保育者養成に於ける声楽発声指導に関する一考察」

『日本保育学会大会研究論文集』pp.690-691

登啓子

「乳幼児期における歌唱活動についての一考察-オルフの  
理念を取り入れた歌唱活動の事例による検討」2011,pp.43-

51

